

平成 28 年度末に中(長)期目標期間が終了  
する独立行政法人の業務及び組織の見直  
し並びに当該期間終了時に見込まれる業務  
実績の評価についての意見等

平成 28 年 12 月 8 日

独立行政法人評価制度委員会

## I. 平成 28 年度末に中期目標期間が終了する総務大臣所管独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容についての意見

### 1. 各大臣所管法人共通事項

平成 28 年度末に中（長）期目標期間が終了する独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容（以下「見直し内容」という。）について、全体を通じて意見を述べる必要がある事項は、以下のとおりである。

- 独立行政法人は、主に税金を原資とした運営費交付金によって運営され、国の政策を実現するための実施機関として法人格を付与され、国民生活や社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業を実施するものであることに鑑みれば、法人を存続させる必要性や業務を継続して行わせる意義について、主務大臣は、中（長）期目標期間終了時における見直しの機会を通じて、法人の業務及び組織に関し国民に対する説明責任を果たすことが必要である。

しかし、当委員会が見直し内容を点検したところ、見直しの結果講ずる措置の内容のみが記載され見直しに至った背景等が記載されていないものや、措置を講じない事項については何ら記載されていないものが見受けられた。

今後、法人の業務及び組織に関する見直しに当たっては、当該法人を取り巻く政策課題、社会経済情勢等や、国の政策における当該法人の位置づけ、当該法人の役割（ミッション）や達成すべき成果を明確にした上で、見直しに至った背景、見直しを行った内容及び見直しの結果講ずることとする措置の内容を説明するとともに、措置を講じないこととする場合にもその考え方、理由等を説明すること。

### 2. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

当該法人に係る見直し内容について意見を述べる必要がある事項は、以下のとおりである。

**【満期が到来した郵便貯金、支払義務が発生した簡易生命保険の早期の払戻しや支払のための取組強化】**

- 当該法人で管理している郵便貯金に係る権利消滅及び簡易生命保険の保険金支払に係る時効完成の金額は、毎年度多額に上っており、このことは本来国民に帰属すべき財産が失われることにもつながるものであることから、管理する郵便貯金及び簡易生命保険契約について、早期の払戻しや支払が促進されるよう、より効果的な取組を強化していく必要があると考えられる。

したがって、今後、総務省は、中期目標において当該法人が主体的に果たすべき役割を具体的かつ明確に示すとともに、当該法人と密に連携し、当該法人が管理する郵便貯金及び簡易生命保険契約の早期の払戻しや支払が促進されるよう、これまで当該法人が行ってきた取組の成果について検証し、その結果を踏まえ、預金者や保険契約者の実態把握の促進、一層効果的な周知・広報の取組の強化を行い、払戻しや支払の進ちょく状況について国民に対する説明責任を果たしていくこと。

（郵便貯金の権利消滅及び簡易生命保険の保険金支払に係る時効完成の金額）

- ・ 郵便貯金の権利消滅の金額：平成 24 年度約 76 億円、25 年度約 83 億円、26 年度約 164 億円、27 年度約 150 億円。
- ・ 簡易生命保険契約の時効完成の金額：24 年度約 60 億円、25 年度約 54 億円、26 年度約 247 億円、27 年度約 31 億円

## II. 平成 28 年度末に中期目標期間が終了する総務大臣所管独立行政法人の当該期間終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価についての意見等

### 1. 各大臣所管法人共通事項

平成 28 年度末に中（長）期目標期間が終了する独立行政法人の、当該目標期間終了時に見込まれる中（長）期目標の期間における業務の実績の評価（以下「見込評価」という。）について、全体を通じて意見を述べる必要がある事項は、以下のとおりである。

なお、下記の意見に関しては、当委員会としても、今後の中長期的な課題として、アウトカムに着目した目標や定量的な目標を設定することが困難な業務や、成果の創出やアウトカムの実現まで相当期間を要する業務や外部要因の影響が大きい業務等について、法人の成果を測るにふさわしい目標の在り方について議論を深めていくこととする。

- 適切な評価を実施するためには、①法人が達成すべき成果をあらかじめ目標において明確にしておくこと、②事後に測定された実績が当該目標水準に対してどの程度達成したのかについて客観的な根拠やデータを明確にすること、の 2 点が必要である。

しかし、当委員会が見込評価を点検したところ、法人の成果を測定するにふさわしい目標が設定されていないなどにより、一部の法人では評定を付すに至った具体的な根拠等が目標との関連において十分に説明できていない状況が見られた。

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定、平成 27 年 5 月 25 日改定）においては、上記①を分かりやすく示す観点から、例えば中期目標管理法人については、できる限り「アウトカムに着目した目標を定める」「定量的な目標を定める」ことを基本としつつも、これらが困難又は適切でない場合には「アウトカムの目標を定めることは要しない」「定性的な目標と関連した定量的な指標及び当該指標の達成水準を具体的かつ明確に定める」など、法人ごとに工夫することも可能としている。国立研究開発法人についても、同趣旨の取扱いが定められている。

次期中（長）期目標の策定に当たっては、国の政策における法人の位置づけ、法人に与えられた役割（ミッション）、業務の性質（成果実現に要する期間、外部要因が及ぼす影響等）、組織の特性（組織の規模・構成を踏まえたマネジメントの在り方等）などに照らして、何が法人の成果を測るにふさわしい目標であるかを十分に検討した上で、適切な目標を設定すること。

### 2. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

当該法人に係る見込評価について意見を述べる必要がある事項は、以下のとおりである。

#### 【預金者や保険契約者への周知の取組に係る評価の適切な実施】

- 「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定、平成 27 年 5 月 25 日改定）により、「A」評定を付す場合は、評価書において①所期の目標を上回る成果が得られていると認められること、又は②業務実績を定量的に測定し難い場合は「難易度を高く設定した目標の水準を満たしている」ことが具体的根拠として説明される必要がある。

これを基に、当該法人の「預金者等への周知」の項目についてみると、あらかじめ難易度は高く設定されていないため、所期の目標を上回る成果が得られていることが説明されていないかもしれないところ、評価書の内容は以下のような状況となっている。

- i) 全国施策として、委託先等との協力の下、窓口で満期が到来した貯金の払戻しや満期保険金の受取を行った顧客を対象としたアンケート調査を実施し、その結果をその後の周知活動に活用したこと、また、地域限定施策として地方公共団体の広報誌への

広告・記事の掲載などの取組を実施し、その効果を検証しつつ費用を抑えながら取組を強化したこと等の取組を挙げ、預金者等に対する周知・広報の成果として説明しようとする努力はなされているが、これらは、目標に対する成果の程度が分かる説明とはなっていない。

- ii) 現行中期目標期間において、郵便貯金の権利消滅額及び簡易生命保険契約の時効完成額は毎年度多額に上っている実態があり、これは周知・広報の業務実績を評価する際に重要な要素となると考えられるにもかかわらず、その事実については説明されていない。

したがって、当該項目について、当該法人に求める役割や達成すべき目標及び当該法人の業務実績を踏まえた評価の実施状況についての説明責任を果たすことができるよう、今後、中期目標期間における業務実績評価を行うに当たり、評定を付すに至った具体的な根拠等を十分に説明した上で、適正かつ厳格に評価を行うこと。

## I. 平成 28 年度末に中長期目標期間が終了する文部科学大臣所管独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容についての意見

### 1. 各大臣所管法人共通事項

平成 28 年度末に中（長）期目標期間が終了する独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容（以下「見直し内容」という。）について、全体を通じて意見を述べる必要がある事項は、以下のとおりである。

- 独立行政法人は、主に税金を原資とした運営費交付金によって運営され、国の政策を実現するための実施機関として法人格を付与され、国民生活や社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業を実施するものであることに鑑みれば、法人を存続させる必要性や業務を継続して行わせる意義について、主務大臣は、中（長）期目標期間終了時における見直しの機会を通じて、法人の業務及び組織に関し国民に対する説明責任を果たすことが必要である。

しかし、当委員会が見直し内容を点検したところ、見直しの結果講ずる措置の内容のみが記載され見直しに至った背景等が記載されていないものや、措置を講じない事項については何ら記載されていないものが見受けられた。

今後、法人の業務及び組織に関する見直しに当たっては、当該法人を取り巻く政策課題、社会経済情勢等や、国の政策における当該法人の位置づけ、当該法人の役割（ミッション）や達成すべき成果を明確にした上で、見直しに至った背景、見直しを行った内容及び見直しの結果講ずることとする措置の内容を説明するとともに、措置を講じないこととする場合にもその考え方、理由等を説明すること。

### 2. 国立研究開発法人科学技術振興機構

当該法人に係る見直し内容について意見を述べる必要がある事項は、以下のとおりである。

#### 【科学技術文献情報提供事業の見直し】

- 科学技術に関する論文等の利用に関しては、世界的な動向としてオープンサイエンスの流れが進んでおり、また、「第 5 期科学技術基本計画」（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）においては、研究機関等と連携したオープンサイエンスの推進体制を構築すること、公的資金による研究成果の利活用を可能な限り推進することなどが求められている。特に、当該法人の行う科学技術文献情報提供事業により整備されたデータベースは、研究機関や民間企業等から、各種研究開発や情報分析等に有効活用することができるなどの意見が多数聞かれるなど潜在的な利用ニーズは高いものと考えられる。このため、今後も引き続き本事業を安定的に継続し、同データベースの情報が、研究機関や民間企業等の研究者等により広く活用されるよう、世界的な動向に合わせた運営とすべく見直すことが必要であると考えられる。

したがって、本事業については、安定的に業務運営を行うことができるビジネスモデルに転換するなど、抜本的な見直しを行うこと。

（科学技術文献情報提供事業における黒字額）

25 年度約 4.0 億円、26 年度約 3.2 億円、27 年度約 1.8 億円

#### 【情報資料館筑波資料センター業務の見直し】

- 当該法人が収集した科学技術関係の論文等は情報資料館筑波資料センターで保管してい

るところ、今後も引き続き、同センターで保管する必要性の低いものの廃棄、同センターのみが保管しているものの国立国会図書館等への移管を進めることにより、同センターの役割は国立国会図書館等が担うこととなるとともに、現在の保管スペースを確保し続ける必要性はなくなっていくと考えられる。

したがって、同センターで保管する論文等の処分及び移管を進め、それらが完了した際には、同センターの廃止を検討すること。

## II. 平成 28 年度末に中長期目標期間が終了する文部科学大臣所管独立行政法人の当該期間終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績の評価についての意見等

### 1. 各大臣所管法人共通事項

平成 28 年度末に中（長）期目標期間が終了する独立行政法人の、当該目標期間終了時に見込まれる中（長）期目標の期間における業務の実績の評価（以下「見込評価」という。）について、全体を通じて意見を述べる必要がある事項は、以下のとおりである。

なお、下記の意見に関しては、当委員会としても、今後の中長期的な課題として、アウトカムに着目した目標や定量的な目標を設定することが困難な業務や、成果の創出やアウトカムの実現まで相当期間を要する業務や外部要因の影響が大きい業務等について、法人の成果を測るにふさわしい目標の在り方について議論を深めていくこととする。

○ 適切な評価を実施するためには、①法人が達成すべき成果をあらかじめ目標において明確にしておくこと、②事後に測定された実績が当該目標水準に対してどの程度達成したのかについて客観的な根拠やデータを明確にすること、の 2 点が必要である。

しかし、当委員会が見込評価を点検したところ、法人の成果を測定するにふさわしい目標が設定されていないなどにより、一部の法人では評価を付すに至った具体的な根拠等が目標との関連において十分に説明できていない状況が見られた。

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定、平成 27 年 5 月 25 日改定）においては、上記①を分かりやすく示す観点から、例えば中期目標管理法については、できる限り「アウトカムに着目した目標を定める」「定量的な目標を定める」ことを基本としつつも、これらが困難又は適切でない場合には「アウトカムの目標を定めることは要しない」「定性的な目標と関連した定量的な指標及び当該指標の達成水準を具体的かつ明確に定める」など、法人ごとに工夫することも可能としている。国立研究開発法人についても、同趣旨の取扱いが定められている。

次期中（長）期目標の策定に当たっては、国の政策における法人の位置づけ、法人に与えられた役割（ミッション）、業務の性質（成果実現に要する期間、外部要因が及ぼす影響等）、組織の特性（組織の規模・構成を踏まえたマネジメントの在り方等）などに照らして、何が法人の成果を測るにふさわしい目標であるかを十分に検討した上で、適切な目標を設定すること。

## I. 平成 28 年度末に中期目標期間が終了する外務大臣所管独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容についての意見等

### 1. 各大臣所管法人共通事項

平成 28 年度末に中（長）期目標期間が終了する独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容（以下「見直し内容」という。）について、全体を通じて意見を述べる必要がある事項は、以下のとおりである。

○ 独立行政法人は、主に税金を原資とした運営費交付金によって運営され、国の政策を実現するための実施機関として法人格を付与され、国民生活や社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業を実施するものであることに鑑みれば、法人を存続させる必要性や業務を継続して行わせる意義について、主務大臣は、中（長）期目標期間終了時における見直しの機会を通じて、法人の業務及び組織に関し国民に対する説明責任を果たすことが必要である。

しかし、当委員会が見直し内容を点検したところ、見直しの結果講ずる措置の内容のみが記載され見直しに至った背景等が記載されていないものや、措置を講じない事項については何ら記載されていないものが見受けられた。

今後、法人の業務及び組織に関する見直しに当たっては、当該法人を取り巻く政策課題、社会経済情勢等や、国の政策における当該法人の位置づけ、当該法人の役割（ミッション）や達成すべき成果を明確にした上で、見直しに至った背景、見直しを行った内容及び見直しの結果講ずることとする措置の内容を説明するとともに、措置を講じないこととする場合にもその考え方、理由等を説明すること。

### 2. 独立行政法人国際協力機構

当該法人に係る見直し内容においては、国内外の様々な主体との連携による開発協力事業の実施に関し、「本法人がこれまで蓄積した知見及びネットワークを生かし、多様な力を動員・結集するための結節点及び触媒としての機能を強化し、開発途上地域における開発成果の向上を図る。」とされている。

当委員会では、本法人による開発協力事業の実施については、国内企業、非政府組織、地方自治体、大学・研究機関等の結節点として当該法人が果たす機能を活かし、「開発協力大綱」（平成 27 年 2 月 10 日閣議決定）及び「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）を踏まえ、民間部門主導で開発途上国の経済発展を推進するとともに、地方創生の観点をも含めた日本経済の力強い成長につながるよう戦略的に事業を実施する枠組みを構築することが適当という問題意識から議論してきたところであり、今後は、このような点について留意して取り組んでいくことが重要であると考えます。

## II. 平成 28 年度末に中期目標期間が終了する外務大臣所管独立行政法人の当該期間終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価についての意見等

### 1. 各大臣所管法人共通事項

平成 28 年度末に中（長）期目標期間が終了する独立行政法人の、当該目標期間終了時に見込まれる中（長）期目標の期間における業務の実績の評価（以下「見込評価」という。）について、全体を通じて意見を述べる必要がある事項は、以下のとおりである。

なお、下記の意見に関しては、当委員会としても、今後の中長期的な課題として、アウトカムに着目した目標や定量的な目標を設定することが困難な業務や、成果の創出やアウトカ

ムの実現まで相当期間を要する業務や外部要因の影響が大きい業務等について、法人の成果を測るにふさわしい目標の在り方について議論を深めていくこととする。

- 適切な評価を実施するためには、①法人が達成すべき成果をあらかじめ目標において明確にしておくこと、②事後に測定された実績が当該目標水準に対してどの程度達成したのかについて客観的な根拠やデータを明確にすること、の2点が必要である。

しかし、当委員会が見込評価を点検したところ、法人の成果を測定するにふさわしい目標が設定されていないなどにより、一部の法人では評定を付すに至った具体的な根拠等が目標との関連において十分に説明できていない状況が見られた。

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定、平成27年5月25日改定）においては、上記①を分かりやすく示す観点から、例えば中期目標管理法人については、できる限り「アウトカムに着目した目標を定める」「定量的な目標を定める」ことを基本としつつも、これらが困難又は適切でない場合には「アウトカムの目標を定めることは要しない」「定性的な目標と関連した定量的な指標及び当該指標の達成水準を具体的かつ明確に定める」など、法人ごとに工夫することも可能としている。国立研究開発法人についても、同趣旨の取扱いが定められている。

次期中（長）期目標の策定に当たっては、国の政策における法人の位置づけ、法人に与えられた役割（ミッション）、業務の性質（成果実現に要する期間、外部要因が及ぼす影響等）、組織の特性（組織の規模・構成を踏まえたマネジメントの在り方等）などに照らして、何が法人の成果を測るにふさわしい目標であるかを十分に検討した上で、適切な目標を設定すること。

## 2. 独立行政法人国際協力機構

当該法人に係る見込評価について意見を述べる必要がある事項は、以下のとおりである。

### 【法人の業務に係る評価の適切な実施】

- 「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定、平成27年5月25日改定）により、「A」評定を付す場合は、評価書において①所期の目標を上回る成果が得られていると認められること、又は②業務実績を定量的に測定し難い場合は「難易度を高く設定した目標の水準を満たしている」ことが具体的根拠として説明される必要がある。

これを基に、当該法人の見込評価の状況を見ると、31の評価項目中、「持続的経済成長」、「平和の構築」等の12項目において「A」以上の評定が付されているが、いずれの項目もあらかじめ難易度は高く設定されていないため、所期の目標を上回る成果が得られていることが説明されていなければならないところ、評価書の内容は以下のような状況となっている。

評価書では、評価項目ごとに、開発援助に関して実施した個々の事業や取組の実績が詳細に記載されており、取り組んだ実績についての説明をする努力はなされているものの、「A」以上の評定を付すに当たって、①日本政府の政策実現に貢献する成果、②当該法人のイニシアティブの下、支援相手国政府や他機関による外部の関与も得て発現した大きな成果、③事業実施上の困難を克服して実施した取組、④活動等の難易度の高い取組を、所期の目標水準を質的に上回る成果と判断したとしているが、これは、取組の記述ではあるものの、目標期間開始時に想定していた達成すべき目標との関係は説明されていない。

したがって、当該項目について、当該法人に求める役割や達成すべき目標及び当該法人の業務実績を踏まえた評価の実施状況についての説明責任を果たすことができるよう、今後、中期目標期間における業務実績評価を行うに当たり、評定を付すに至った具体的な根

拠等を十分に説明した上で、適正かつ厳格に評価を行うこと。

## I. 平成 28 年度末に中期目標期間が終了する厚生労働大臣所管独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容についての意見

### 1. 各大臣所管法人共通事項

平成 28 年度末に中（長）期目標期間が終了する独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容（以下「見直し内容」という。）について、全体を通じて意見を述べる必要がある事項は、以下のとおりである。

- 独立行政法人は、主に税金を原資とした運営費交付金によって運営され、国の政策を実現するための実施機関として法人格を付与され、国民生活や社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業を実施するものであることに鑑みれば、法人を存続させる必要性や業務を継続して行わせる意義について、主務大臣は、中（長）期目標期間終了時における見直しの機会を通じて、法人の業務及び組織に関し国民に対する説明責任を果たすことが必要である。

しかし、当委員会が見直し内容を点検したところ、見直しの結果講ずる措置の内容のみが記載され見直しに至った背景等が記載されていないものや、措置を講じない事項については何ら記載されていないものが見受けられた。

今後、法人の業務及び組織に関する見直しに当たっては、当該法人を取り巻く政策課題、社会経済情勢等や、国の政策における当該法人の位置づけ、当該法人の役割（ミッション）や達成すべき成果を明確にした上で、見直しに至った背景、見直しを行った内容及び見直しの結果講ずることとする措置の内容を説明するとともに、措置を講じないこととする場合にもその考え方、理由等を説明すること。

## II. 平成 28 年度末に中期目標期間が終了する厚生労働大臣所管独立行政法人の当該期間終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価についての意見等

### 1. 各大臣所管法人共通事項

平成 28 年度末に中（長）期目標期間が終了する独立行政法人の、当該目標期間終了時に見込まれる中（長）期目標の期間における業務の実績の評価（以下「見込評価」という。）について、全体を通じて意見を述べる必要がある事項は、以下のとおりである。

なお、下記の意見に関しては、当委員会としても、今後の中長期的な課題として、アウトカムに着目した目標や定量的な目標を設定することが困難な業務や、成果の創出やアウトカムの実現まで相当期間を要する業務や外部要因の影響が大きい業務等について、法人の成果を測るにふさわしい目標の在り方について議論を深めていくこととする。

- 適切な評価を実施するためには、①法人が達成すべき成果をあらかじめ目標において明確にしておくこと、②事後に測定された実績が当該目標水準に対してどの程度達成したのかについて客観的な根拠やデータを明確にすること、の 2 点が必要である。

しかし、当委員会が見込評価を点検したところ、法人の成果を測定するにふさわしい目標が設定されていないなどにより、一部の法人では評定を付すに至った具体的な根拠等が目標との関連において十分に説明できていない状況が見られた。

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定、平成 27 年 5 月 25 日改定）においては、上記①を分かりやすく示す観点から、例えば中期目標管理法については、できる限り「アウトカムに着目した目標を定める」「定量的な目標を定め

る」ことを基本としつつも、これらが困難又は適切でない場合には「アウトカムの目標を定めることは要しない」「定性的な目標と関連した定量的な指標及び当該指標の達成水準を具体的かつ明確に定める」など、法人ごとに工夫することも可能としている。国立研究開発法人についても、同趣旨の取扱いが定められている。

次期中（長）期目標の策定に当たっては、国の政策における法人の位置づけ、法人に与えられた役割（ミッション）、業務の性質（成果実現に要する期間、外部要因が及ぼす影響等）、組織の特性（組織の規模・構成を踏まえたマネジメントの在り方等）などに照らして、何が法人の成果を測るにふさわしい目標であるかを十分に検討した上で、適切な目標を設定すること。

## 2. 独立行政法人労働政策研究・研修機構

当該法人に係る見込評価について意見を述べる必要がある事項は、以下のとおりである。

### 【労働政策研究に係る評価の適切な実施】

- 「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定、平成27年5月25日改定）により、「A」評定を付す場合は、評価書において①所期の目標を上回る成果が得られていると認められること、又は②業務実績を定量的に測定し難い場合は「難易度を高く設定した目標の水準を満たしている」ことが具体的根拠として説明される必要がある。

これを基に、当該法人の「労働政策研究の実施体制、厚労省との連携等」及び「成果の取りまとめ及び評価」の項目について評価の状況を見ると、いずれの項目もあらかじめ難易度は高く設定されていないため、所期の目標を上回る成果が得られていることが説明されていないなければならないところ、評価書の内容は以下のような状況となっている。

- i) 研究への政策ニーズの反映や迅速・的確な対応等の実施状況について、「中長期的な視点に立った幅広い分野の体系的な研究を実施」、「厚生労働省、学識者等との意見交換によりニーズを踏まえた研究を実施」、「厚生労働省からの緊急のニーズを把握、迅速・的確な対応」等と説明されているが、目標に対する成果の程度が分かる説明とはなっていない。
- ii) 「審議会等における引用件数」や「国会審議における引用件数」が、それぞれ前期年平均と比して大きく増加していることを挙げ、調査研究の成果として説明しようとする努力はなされているが、これらは、政策立案等の過程では外部から求められる場合が多くなることが想定されるなど、その時々状況に大きく影響されると考えられ、また、元々達成すべき目標として設定されておらず目標に対する成果の程度を説明するものとなっていない。

したがって、当該項目について、当該法人に求める役割や達成すべき目標及び当該法人の業務実績を踏まえた評価の実施状況についての説明責任を果たすことができるよう、今後、中期目標期間における業務実績評価を行うに当たり、評定を付すに至った具体的な根拠等を十分に説明した上で、適正かつ厳格に評価を行うこと。

## I. 平成 28 年度末に中期目標期間が終了する国土交通大臣所管独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容についての意見等

### 1. 各大臣所管法人共通事項

平成 28 年度末に中（長）期目標期間が終了する独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容（以下「見直し内容」という。）について、全体を通じて意見を述べる必要がある事項は、以下のとおりである。

- 独立行政法人は、主に税金を原資とした運営費交付金によって運営され、国の政策を実現するための実施機関として法人格を付与され、国民生活や社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業を実施するものであることに鑑みれば、法人を存続させる必要性や業務を継続して行わせる意義について、主務大臣は、中（長）期目標期間終了時における見直しの機会を通じて、法人の業務及び組織に関し国民に対する説明責任を果たすことが必要である。

しかし、当委員会が見直し内容を点検したところ、見直しの結果講ずる措置の内容のみが記載され見直しに至った背景等が記載されていないものや、措置を講じない事項については何ら記載されていないものが見受けられた。

今後、法人の業務及び組織に関する見直しに当たっては、当該法人を取り巻く政策課題、社会経済情勢等や、国の政策における当該法人の位置づけ、当該法人の役割（ミッション）や達成すべき成果を明確にした上で、見直しに至った背景、見直しを行った内容及び見直しの結果講ずることとする措置の内容を説明するとともに、措置を講じないこととする場合にもその考え方、理由等を説明すること。

### 2. 独立行政法人自動車事故対策機構

当該法人に係る見直し内容について意見を述べる必要がある事項は、以下のとおりである。

#### 【療護施設の設置・運營業務の見直し】

- 当該法人で設置及び運営を行う療護施設では、交通事故被害者への治療・養護を行っているところ、遷延性意識障害者が運動、認知機能等を回復するためには早期の治療開始が効果的であり、入院希望者の待機期間をできるだけ短縮することが望ましいと考えられる。

したがって、本事業については、自動車事故被害者の公平な治療機会の確保に留意した上で、より多くの遷延性意識障害者の回復に資するべく、入院希望者の待機期間短縮に向けて取り組むことを中期目標に明記の上、具体的な方策を検討すること。

- また、当該法人では、療護施設で得られた知見・成果の他の医療機関への普及促進に係る取組として、研究発表、研修などに加え、新たに急性期から慢性期まで連続した治療等を実施する一貫症例研究型委託病床（療護施設機能の一般病院への委託）において、①遷延性意識障害からの脱却等の治療方法の検討や改善、②遷延性意識障害を専門とする脳外科医等の育成等を行うことを検討しているところ、本取組は、当該法人にとどまらない遷延性意識障害の治療等にも寄与するという社会的意義を有すると考えられる。

したがって、本取組に関しては、療護施設で得られた知見・成果の他の医療機関への普及促進という社会的意義にも着目し、着実に実施していくこと。

### 3. 独立行政法人住宅金融支援機構

当該法人に係る見直し内容においては、

(1) 次世代に承継される住宅ストックの形成に関し、「新たな住宅循環システムの構築や建替え・リフォームによる安全で質の高い住宅への更新等に対応した住宅ローンの供給を支援できるよう、適切にフラット 35 の制度・運用の見直しを行っていく。」とされている。

当委員会では、次世代に承継される住宅ストックの形成については、良質な住宅の普及に取り組んできた当該法人の培ってきた技術やノウハウを活用し、「住生活基本計画」（平成 28 年 3 月 18 日閣議決定）及び「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）を踏まえ、中古住宅流通及びリフォーム市場の活性化に資する方策を検討することが適当ではないかという問題意識から議論してきたところであり、今後は、このような点について留意して取り組んでいくことが重要であると考えます。

(2) 地方創生に向けた関係機関との連携に関し、「地方公共団体との間において…住生活に関わる防災分野、福祉分野、まちづくり分野、環境・エネルギー分野等の施策分野においても連携、…住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO などを含めた住生活に関わる主体との連携及び協力…こうした取組が国民にわかりやすく伝わり、正しく理解されるように一層の周知活動を行うものとする。」とされている。

当委員会では、地方創生に向けた関係機関との連携については、「ニッポン一億総活躍プラン」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）で示された地方創生の推進のため、関係権利者の合意形成に時間を要するなど民間金融機関では対応が困難な分野に対し当該法人が行う融資に関し、まちづくりに関わる関係者への周知及び当該融資の活用努めることが適当ではないかという問題意識から議論してきたところであり、今後は、このような点について留意して取り組んでいくことが重要であると考えます。

## II. 平成 28 年度末に中期目標期間が終了する国土交通大臣所管独立行政法人の当該期間終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価についての意見等

### 1. 各大臣所管法人共通事項

平成 28 年度末に中（長）期目標期間が終了する独立行政法人の、当該目標期間終了時に見込まれる中（長）期目標の期間における業務の実績の評価（以下「見込評価」という。）について、全体を通じて意見を述べる必要がある事項は、以下のとおりである。

なお、下記の意見に関しては、当委員会としても、今後の中長期的な課題として、アウトカムに着目した目標や定量的な目標を設定することが困難な業務や、成果の創出やアウトカムの実現まで相当期間を要する業務や外部要因の影響が大きい業務等について、法人の成果を測るにふさわしい目標の在り方について議論を深めていくこととする。

○ 適切な評価を実施するためには、①法人が達成すべき成果をあらかじめ目標において明確にしておくこと、②事後に測定された実績が当該目標水準に対してどの程度達成したのかについて客観的な根拠やデータを明確にすること、の 2 点が必要である。

しかし、当委員会が見込評価を点検したところ、法人の成果を測定するにふさわしい目標が設定されていないなどにより、一部の法人では評定を付すに至った具体的な根拠等が目標との関連において十分に説明できていない状況が見られた。

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定、平成 27 年 5 月 25 日改定）においては、上記①を分かりやすく示す観点から、例えば中期目標管理法人については、できる限り「アウトカムに着目した目標を定める」「定量的な目標を定める」ことを基本としつつも、これらが困難又は適切でない場合には「アウトカムの目標を定めることは要しない」「定性的な目標と関連した定量的な指標及び当該指標の達成水準を

具体的かつ明確に定める」など、法人ごとに工夫することも可能としている。国立研究開発法人についても、同趣旨の取扱いが定められている。

次期中（長）期目標の策定に当たっては、国の政策における法人の位置づけ、法人に与えられた役割（ミッション）、業務の性質（成果実現に要する期間、外部要因が及ぼす影響等）、組織の特性（組織の規模・構成を踏まえたマネジメントの在り方等）などに照らして、何が法人の成果を測るにふさわしい目標であるかを十分に検討した上で、適切な目標を設定すること。